

## 盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例について

平成21年8月24日

総務部

### 1 制定の目的

職員の法令の遵守及び倫理の保持並びに市政における公正な職務の執行の確保に関し必要な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ信頼される市政を確立し、もって市民の利益の保護を図ることを目的とする。

### 2 条例の内容

#### (1) 責務について

##### ア 職員の責務

公務員としての資質の向上及び公務員倫理に関する意識の高揚に努めるとともに、市民から信頼される職員であるように公正な職務の執行に当たらなければならない。

##### イ 管理監督者の責務

職員の公正な職務の執行について適切な指導を行うとともに、自ら職員の模範となるよう行動しなければならない。

##### ウ 任命権者の責務

公務員倫理の確立及び公正な職務の執行に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講じるとともに、特定要求行為に適切な対応ができる体制の整備、公益通報者等の保護その他必要な措置を講じなければならない。

##### エ 市民等の責務

市民その他市政にかかわりのある者は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力しなければならない。

#### (2) 公益通報について

##### ア 公益通報

職員及び事務事業者の役員、従業員等が通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を通報することをいう。

##### イ 通報対象事実

(7) 職員の職務の執行に係る事実であって、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの

(4) 事務事業者（契約事務等（市が市以外のものと契約して行わせる事務若しくは事業又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる公の施設の管理に係る事務）を行うもの又は行っていたもの）の役職員の契約事務等に係る職務の執行に係る事実であって、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの

## ウ 通報方法

職員で組織する盛岡市公正職務委員会（以下「委員会」という。）又は職員以外の者で組織する盛岡市公正職務審査会（以下「審査会」という。）に行う。

## エ 調査等

(ア) 委員会又は審査会は、調査を行い、その結果を市長及び任命権者へ報告する。

(イ) 任命権者は、通報対象事実である旨の委員会から報告又は通報対象事実の中止や是正のための必要な措置等を講ずるべき旨の審査会からの意見を受けたときは、必要な措置等を講じ、その内容を市長及び審査会に報告する。

(ウ) 事務事業者に対して任命権者が必要な措置を講ずるよう勧告をしたにもかかわらず、その勧告に従わない場合は、市長はその旨を公表できる。

(エ) 審査会は、調査結果及び措置の内容を通報者へ通知する。

## オ 公益通報者等の保護 公益通報者に対する不利益な取扱いの禁止

### (3) 特定要求行為について

#### ア 特定要求行為

職員以外の者が職員に対して行う当該職員の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為をいう。ただし、次に掲げる場合（暴力的行為、威圧的言動その他の社会的妥当性を欠く行為を伴う場合を除く。）に行われたものを除く。

(ア) 公聴会、議会、説明会その他の公開の場で行われた場合

(イ) 陳情書、要望書、依頼書等の住所、氏名及び内容を記した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）により行われた場合

(ウ) ア及びイに掲げるもののほか、通常の適正な職務の遂行に係るもので、地位又はその権限に基づく影響力を有する者以外の者により行われた場合

#### イ 不当要求行為 特定要求行為のうち次に掲げるもの

(ア) 職員の職務に関し、その地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な又は不利な取扱いを求める行為

(イ) 暴力的行為、威圧的言動その他社会的妥当性を欠く行為により自らの要求の実現を図る行為

(ウ) ア及びイに掲げるもののほか、公正な職務の執行に支障を生じさせる行為

## ウ 特定要求行為及び不当要求行為への対応

(ア) 職員は、特定要求行為を記録し上司に報告するとともに、その記録を委員会に提出する。

(イ) 委員会は、(ア)の記録を調査し、明らかに不当要求行為に該当しないものを除き審査会に報告する。

(ウ) 審査会は、(イ)の報告に基づき、不当要求行為に該当するかどうかを判断し、市長及び任命権者に報告する。

- (エ) 任命権者は、不当要求行為の中止や是正のための必要な措置等を講ずるべき旨の審査会からの意見を受けたときは、不当要求行為を行った者に対し必要な措置等を取り、その内容を市長及び審査会に報告する。
- (オ) 不当要求行為を行った者に対して任命権者が行為の中止等の勧告をしたにもかかわらず、その勧告に従わない場合は、市長はその旨を公表できる。

(4) 盛岡市公正職務委員会と盛岡市公正職務審査会について

ア 盛岡市公正職務委員会（職員で組織）

- (ア) 公益通報の受理，調査及び報告に関すること。
- (イ) 特定要求行為に関する調査及び報告に関すること。
- (ウ) (ア) 及び(イ) のほか，職員の法令の遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保のために必要な事項に関すること。

イ 盛岡市公正職務審査会（職員以外の者3名で組織）

- (ア) 公益通報の受理，調査及び報告並びに意見に関すること。
- (イ) 特定要求行為に関する調査及び審査に関すること。
- (ウ) 不当要求行為に関する報告及び意見に関すること。
- (エ) (ア) ～(ウ) のほか，職員の法令の遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保のために必要な事項に関し，市長等に意見を述べること。

(5) その他

ア 市長の調整

市長は、各任命権者に対し職員の法令の遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保のために必要な事項に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

イ 協力

- (ア) 職員等は、この条例の規定に基づき、当該事案に係る職員の任命権者、委員会又は審査会が行う調査に協力しなければならない。
- (イ) 調査に協力した職員等は、当該調査の際に知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、退職後も同様とする。

ウ 公表 市長は、毎年度、この条例の実施状況を取りまとめ、その概要を公表する。

3 施行期日 平成22年1月1日



# 特定要求行為への対応の基本的流れ

